

平成22年3月26日  
全学実施責任者裁定  
改正 平成26年10月1日

## サブネット運用規約

(目的)

**第1条** 本学のIPv4ネットワークは、SINETより割り当てられたBクラスの空間である。このBクラスのIPアドレス空間を効率的に有効利用するために、以下のサブネット利用規定を定める。

(割当方法)

**第2条** サブネットは、特殊な事情がない限り24ビットマスクを割り当て、情報システムを構築・運用する。

(利用申請)

**第3条** サブネットの構築は、利用者からの申請に基づいて、情報基盤センター(以下「センター」という。)で構築の必要性を検討し、全学総括責任者の承認を得なければならない。

(サブネット管理権限を委譲された者の責務)

**第4条** サブネット管理権限をセンターから委譲された者は、サブネットに関するIPアドレスの割当・運用・管理等の責任者を置き、利用状況を常時把握できる体制を取らなければならない。

(サブネット運用の原則)

**第5条** サブネットの運用は、講義棟、小規模実験棟を除いて、建物単位での運用を原則とする。即ち、同一のサブネットを複数の建物で利用できるような運用は行わない。

**第6条** 部局・学科・課程・コース・研究室単位でのサブネットの運用は、必要とされる理由をセンターで検討した上で、運用を行うものとする。

**第7条** 研究室あるいは研究グループ単位でのサブネットの運用は、原則行わないものとする。ただし、専用サブネットがない場合や教育研究業務に著しく支障をきたす場合は、センターで必要性を検討した上で、専用サブネットの運用の可否を判断することとする。

**第8条** 共同利用施設的な建物や入居者の入れ替わりが頻繁な建物のサブネットは、認証ネットワークでの運用を原則とする。

(サブネットの管理)

**第9条** サブネット管理(IPアドレスの割当・運用・管理)は、センターが行い、管理権限の委譲は行わない。ただし、研究室あるいは研究グループ単位へのサブネット

管理権限の委譲は、稼動利用状況、運用状況を加味し、検討の上決めるものとする。

**第10条** センターが管理するサブネット内（ただし、ブロードバンドルータ配下等のプライベートネットワークを除く。）において、センター以外の者が DHCP サーバを運用することは、原則禁止する。利用者側で DHCP サーバを運用する必要がある場合は、DHCP サーバ管理責任者を置き、情報戦略推進会議において、運用目的及びその必要性について承認を得なければならない。

**第11条** センターが管理用として使用するサブネットを利用している利用者は、他へのIPアドレスへの振り替えが困難である場合は、期限付きで、一時的に当該サブネットの利用を許可するものとする。

**第12条** DNS 登録は、センターが行う。ただし、サブネット管理権限を委譲しているサブネットにおいて、利用者側で DNS サーバを運用し、サブネットを管理する必要がある場合は、DNS サーバ管理責任者を置き、情報戦略推進会議において、運用目的及びその必要性について承認を得なければならない。

**第13条** センターは、サブネットに関する問合せ、技術支援要請があったときはサポートする。

（IP v 6 アドレスの対応）

**第14条** IP v 6 ネットワークアドレスの運用・管理は、別に定める「IP v 6 ネットワーク運用規約」に従う。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から実施する。